

令和3年度 信用保証融資制度 目次

制 度 名	ページ	制 度 名	ページ	制 度 名	ページ	制 度 名	ページ
普通保証	1	◆ 協会制度（保険特例） ◆		革新的データ産業活用関連保証（廃止）	18	事業環境整備促進融資	28
◆ 協会制度 ◆		経営安定関連保証	9	技術等情報漏えい防止措置関連保証		ア 環境保全促進	
当座貸越（貸付専用型）根保証『当貸』	1	激甚災害保証		経営承継準備関連保証		イ 福祉関連支援	
事業者カードローン当座貸越根保証『カード』		労働力確保関連保証		商店街活性化促進事業関連保証		ウ 商業・観光業支援、商業・観光業支援（特認）	
長期経営資金保証『やくしん』	2	中小小売商業関連保証		情報処理支援関連保証	19	創業者等応援融資	
流動資産担保融資保証		商店街整備等支援関連保証		新技術等実証関連保証（廃止）		ア 創業Ⅰ型	
事業再生保証		農商工等連携事業関連保証		先端設備等導入関連保証		創業サポート保証	
中小企業特定社債保証		農商工等連携支援関連保証		特定経営承継準備関連保証		イ 創業Ⅱ型	29
中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	3	創業等関連保証（廃止）	10	事業継続力強化関連保証	20	ウ 創業Ⅲ型	
借換保証		創業関連保証	10	連携事業継続力強化関連保証		産業振興計画推進融資	30
特別推薦保証		地域伝統芸能等関連保証	11	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証		新事業展開支援融資	31
経営基盤強化保証		流通業務総合効率化関連保証		情報処理システム運用・管理関連保証		事業再生支援融資	
商業手形等割引根保証		中心市街地商業等活性化関連保証		特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	21	事業再生計画実施支援融資	
特別小口保証	4	中心市街地商業等活性化支援関連保証		経営承継借換関連保証		農業ビジネス保証制度融資	
小口零細企業保証		特定新技術事業活動関連保証		伴走支援型特別保証『伴走特別』		事業承継特別融資	32
新事業開拓保証		下請振興関連保証		特定連携事業継続力強化関連保証	22	新事業チャレンジ支援資金等融資	
公害防止保証		事業再生円滑化関連保証		下請中小企業取引機会創出事業関連保証		災害対策特別支援融資制度	
エネルギー対策保証		再挑戦支援保証	12			災害復旧融資	
海外投資関係保証		特定信用状関連保証		◆ 県 制 度 ◆		災害対策特別融資	
予約保証	5	経営承継関連保証	13	経営支援融資制度	23		
経営力強化保証		一括支払契約保証	14	特別小口融資		◆ 市 制 度 ◆	
「地方創生応援型」中小企業特定社債保証		中小企業承継事業再生関連保証		小規模企業融資		高知市制度	33
短期継続保証『CS』		商店街活性化事業関連保証		小口零細企業融資	24	四万十市制度	34
短期継続小口保証『CSライト』	6	商店街活性化支援関連保証		経済変動対策融資		南国市制度	
長期一括保証『CSプラス』		東日本大震災復興緊急保証	15	安心実現のための高知県緊急融資	25		
税理士連携型短期継続保証『TGC』		事業再生計画実施関連保証『経営改善サポート保証』		借換え融資	26	◆ 保証料率体系のご案内 ◆	
税理士連携型手貸極度保証『極TGC』		事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）『改善サポート感染』		流動資産担保融資			
不動産活用保証『エステート』		経営力向上関連保証	16	下請経営安定融資			
財務要件型当座貸越（貸付専用型）根保証『ステータス』	7	経営革新関連保証		季節融資			
財務要件型無保証人保証		地域経済牽引事業関連保証		特別融資制度	27		
事業承継特別保証	8	地域経済牽引支援関連保証		南海地震・節電対策融資			
自主廃業支援保証		危機関連保証	17	中核企業支援融資、中核企業支援融資（特認）			
事業承継サポート保証		特定経営承継関連保証		産業活性化融資			

令和3年度 保証制度一覧表

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営 安定等			
普通保証 普通101	適法に事業を営む中小企業者	事業資金	個人・法人 280,000 組合 480,000	20年以内 (根保証は 2年以内)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
当座貸越 (貸付専用型) 『当座貸越』 新当貸約 141 新当貸随 142	次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者 <個人事業者の場合> (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3) 次のいずれかに該当する者 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。 ③ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ、自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 ④ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。 <法人の場合> (1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3) 次のいずれかに該当する者 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。	事業資金	280,000 (ただし、100万円以上)	1年もしくは2年 (期間1年の場合、5年まで更新可) (期間2年の場合、6年まで更新可)	金融機関 所定利率	0.39~1.62	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	取 扱 金 融 機 関
協 会 制 度 事業者カードローン 当座貸越根保証 『カード』 新カー約 143 新カー随 144	次のすべての要件を満たす中小企業者であり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、償還能力があると認められる者 <個人事業者の場合> (1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3) 次のいずれかに該当する者 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。 ③ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ、自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する。 <法人の場合> (1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。 (2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。 (3) 次のいずれかに該当する者 ① 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングが、本制度事務取扱要領に定める基準以上である。 ② 信用保証協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が前記①CRD基準と同等以上である。	事業資金	20,000 (ただし、100万円以上)	1年もしくは2年 (期間1年の場合、5年まで更新可) (期間2年の場合、6年まで更新可)	金融機関 所定利率	0.39~1.62	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	取 扱 金 融 機 関

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※有担 割引	※経営 安定等		
長期経営資金保証 『やくしん』 やくしん 155	県内に住所及び主たる事業所を有し、適法に同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において営んでいる個人又は会社であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 業歴が3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ、取引振りが良好であり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でなく償還能力があると認められる者 (2) 業歴が5年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上あり、かつ、取引振りが良好であり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がなく償還能力があると認められる者 (3) 前各号に準ずる者で、債務超過でなく今期利益計上見込みがあり、償還能力があると認められる者	事業資金	200,000 (ただし、2,000万円 以上100万円単位)	3年以上20年以内 (6か月以内) (ただし、運転資金 は15年以内) (6か月以内)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	取扱金融機関
流動資産担保 融資保証 根ABL 202 個ABL 203	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者を対象とする。 なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。 ※ 個々の貸付限度額は、担保とする売掛債権又は棚卸資産の額に、別に定める割合を上限とした掛目(%)を乗じた額となります。	事業資金	200,000 保証割合 80%	1年 (個別保証の場合は 1年以内。ただし、更 新は妨げない)	金融機関 所定利率	借入金額(借入 極度額)に対し 0.68	—	—	「中小企業信用保 険法施行令」(昭和 25年政令第350号) 第1条の3に規定す る金融機関	取扱金融機関
責任共有対象外 事業再生保証 事業再生 174	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者を対象とする。 (1) 次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 再生事件又は更正事件が係属している者 ② 「民事再生法」(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。) (2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していない者 (3) 次の①及び②のいずれにも該当する者 ① 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。 ② 償還が見込まれること。	事業資金	200,000 保証割合 100%	10年以内	金融機関 所定利率	2.20	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	取扱金融機関
中小企業 特定社債保証 社債振無 200 社債振無 201	次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。 (1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が15%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。 (注) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。	事業資金	450,000 (ただし、経営安定関連保 証及び危機関連保証を除 く普通保証、無担保保証 と合計で5億円を限度とす る。また、私募債に係る保 証割合は80%。したがっ て、保証付私募債の発行 価格は5億6千万円が限 度)	7年以内	発行体 所定利率	社債総額に 対し 0.45~1.90	有	—	「中小企業信用保 険法施行令」(昭和 25年政令第350号) 第1条の5に規定す る金融機関	協会及び 取扱金融機関

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(据置期間)	融資利率(%)	保証利率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※有担割引	※経営安定等			
責任共有対象外 中堅企業 (破綻金融機関等関連) 特別保証 中堅普通 277 中堅無担 278	破綻金融機関等(「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第1項に掲げるものをいう。)と金融取引を行っていたために、適正かつ、健全に事業を営む中堅事業者(資本金5億円未満で「中小企業信用保険法」第2条に規定する中小企業者に該当しないものの金融機関との金融取引に支障が生じていること。 具体的には、以下の全てに該当する者 (1) 申込時点において、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた事業資金の調達が必要となっていること。 (2) 申込時点において、「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること。	事業資金 (ただし、原則として破綻金融機関等からの借入額を上限とする)	普通保証 500,000 無担保証 100,000 (ただし、当該企業が信用保証協会の保証付きで借入を行っていた場合は、当該借入の残高分を上記保証限度額から差引く) 保証割合 100%	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	普通保証 0.75 無担保証 0.65	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
協 借 換 会 保 証 制 度	緊急保証の借換え	信用保証協会の通常の申込資格要件のほか、次の各号の要件を満たしている者 (1) 保証申込時点において、緊急保証に係る既往借入金の残高があること。 (2) 適切な事業計画を有していること。 (3) 「中小企業信用保険法」第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書を有すること。	緊急保証に係る既往借入金の返済資金のほか、(2)の事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金(既往の保証付き借入金残高の返済資金及び新規の融資分を含む)を含めることができる 280,000 組合等 480,000 (ただし、「中小企業信用保険法」第2条第5項第6号の認定に係る限度額は380,000、組合等の場合は480,000)	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	経営安定関連保証 1号~4号および6号 0.90 経営安定関連保証 5号、7号、8号 0.76 *有担割引 無 ただし、一般保証は 0.45~1.90 *有担割引 有			約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
	一般保証、経営安定関連保証(セフィネット保証)又は中小企業金融安定化特別保証(特別保証)の借換え	信用保証協会の通常の申込資格要件のほか、次の各号の要件を満たしている者 (1) 保証申込時点において、一般保証、経営安定関連保証(緊急保証を除く。)又は特別保証に係る既往借入金の残高があること。 (2) 適切な事業計画を有していること。 (3) 「中小企業信用保険法」第2条第5項各号のいずれかの規定に基づいた市区町村長の認定書を有すること。	保証付きの既往借入金の返済資金のほか、(2)の事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めることができる 280,000 組合等 480,000 (ただし、「中小企業信用保険法」第2条第5項第6号の認定に係る限度額は380,000、組合等の場合は480,000)	20年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	1.90以下	有	0.90 以下	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
	条件変更改善型借換え保証による借換え リスク借換 1112	信用保証協会の通常の申込資格要件のほか、次の各号の要件を満たしている者 (1) 保証申込時点において、信用保証協会の保証付き既往借入金の残高があること。 (2) (1)の既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っていること。 (3) 金融機関及び認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。)の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	保証付きの既往借入金の返済資金のほか、(3)の事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含めることができる 280,000 組合等 480,000	15年以内 (1年以内※) ※当該返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含む場合は据置期間2年以内		金融機関 所定利率	1.90以下	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	特別推薦保証 特推薦 157	県内に住所及び主たる事業所を有し、同一事業を引続き5年以上営む個人又は会社(企業組合及び協業組合を含む。)で、最近3年間の決算がいずれも経常利益を計上し、繰越欠損がなく償還能力があると認められ金融機関が推薦する者	事業資金	50,000	運転 1年以上 10年以内 (6か月以内) 設備 1年以上 15年以内 (6か月以内)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	有	0.90 以下	約 定 締 結 金 融 機 関	取 扱 金 融 機 関
経営基盤強化保証 経営基有 158 経営基無 159	県内に住所及び主たる事業所を有し、適法に同一事業を6か月以上営む個人又は会社(企業組合及び協業組合を含む。)であって、次のいずれかに該当する者 (1) 信用保証協会の行う経営診断・財務分析を利用している者 (2) 信用保証協会の行う経営相談・経営指導を活用し経営改善に努める者 (3) その他別に定める基準に該当する者	事業資金	50,000	分割返済 10年以内 (6か月以内) 期日一括返済 1年以内	プライムレートを 基準に指定あり	0.45~1.90	有	0.90 以下	約 定 締 結 金 融 機 関 (商工中金を除く政 府系金融機関は対 象外)	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
商業手形等割引根保証 商手極度 106	県内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営む中小企業者で、商業手形等の割引により事業資金の融資を受けようとする者	運転資金	280,000 組合 480,000	2年以内	金融機関 所定利率	0.39~1.62	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※経営 安定等		
特別小口保証 特別小口 295	県内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営む小規模企業者で、次の各号に該当するもの (1) 県内において同一事業を1年以上継続して営む者 (2) 常時使用する従業員が20人(商業・サービス業5人)以下の者であって、特定事業を行う者((3)に掲げるものを除く。) (3) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の者であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行う者 (4) 保証委託申込の日以前1年間において、次に掲げるいずれかについて納期の到来した税額があって、かつ完納している者 ① 源泉徴収を除く所得税(法人の場合は法人税) ② 事業税 ③ 県民税または市町村民税の所得割(法人の場合は法人税割)	事業資金	20,000 保証割合 100% (ただし、小規模NPO法人については医業を主たる事業としている者に限る)	7年以内	金融機関利率	無担保 0.90	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
協 会 制 責任共有対象外 小口零細企業保証 全国小口 175	次に掲げる「中小企業信用保険法」第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、「中小企業信用保険法施行令」第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行う者((2)に掲げる者を除く。) (2) 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち、特定事業を行う者 (3) 事業協同小組合であって、特定事業を行う者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの (4) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の者 (5) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者 (6) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の者(上記(1)から(5)に掲げる者を除く。)	事業資金	20,000 (ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で20,000千円の範囲内となる新規の保証に限る) 保証割合 100%	10年以内 (1年以内)	金融機関利率	0.50~2.20	有	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
新事業開拓保証 新事有 215 新事無 216	「中小企業信用保険法」第3条の8第1項に規定する新事業開拓を行う者	事業資金	200,000 組合 400,000	15年以内	金融機関利率	有担保 0.96 無担保 1.06	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
公 害 防 止 保 証 公害防止 211	(1) 公害防止のための施設の設置移転費用を要する者 (2) 公害防止事業費を要する者	設備資金	50,000 組合 100,000	10年以内	金融機関利率	有担保 1.04 無担保 1.14	有	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
エ ネ ル ギ ー 対 策 保 証 エネ対策 213	「中小企業信用保険法」第3条の6第1項に規定するエネルギー対策関係資金を要する者	設備資金	200,000 組合 400,000	10年以内	金融機関利率	有担保 1.04 無担保 1.14	有	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
海 外 投 資 関 係 保 証 海外投資 214	「中小企業信用保険法」第3条の7第1項に規定する海外直接投資事業を実施する者	事業資金	200,000 組合 400,000	10年以内	金融機関利率	有担保 1.04 無担保 1.14	有	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関

(小規模NPO法人のうち医業を主たる事業としていない者で、セーフティネット5-7-8号は0.76)

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※経営 有担 引安定等		
予約保証 予約中小132 予約小口133	<p>申込人が次に定めるいずれかの事由に該当する場合は、本制度の対象としないものとする。</p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上ないこと。 (2) 申込金融機関との与信取引が1年以上ないこと。 (3) 「中小企業信用保険法施行規則」第20条に定める中小企業者(個人たる中小企業者を除く。)に係る保険関係の成立後3年間における保険事故の発生率が20.7249%以上であること。 (4) 「中小企業信用保険法施行規則」第20条に定める個人たる中小企業者に係る保険関係の成立後1年間における保険事故の発生率が4.6883%超であること。 (5) 「中小企業信用保険法施行規則」第21条各号に定める事由に該当すること。</p>	事業資金 (旧償済資金は対象としない。)	1申込につき 20,000 (ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は、500万円までとする)	5年以内 (ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は、10年以内とする)	金融機関利率	借入金額に対し 0.60~1.90 (小口零細企業保証制度を利用する場合は、保証委託額に対し0.70~2.20)	有	「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関	協会及び取扱金融機関
協 会 制 度 「地方創生応援型」 中小企業特 定社債保証 地方創生社債・有担1113 地方創生社債・無担1114	<p>金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p>	事業資金 (事業計画の実施に必要な資金に限る)	280,000 普通保険 200,000 無担保保証 80,000 組合 480,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内) 保証付既往借入金の 借換を含む場合 10年以内 (1年以内)	金融機関利率	責任共有 借入金額に対し 0.45~1.75 責任共有外 保証委託額に対し 0.50~2.00 (ただし、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用)	有	「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関	協会及び取扱金融機関
「地方創生応援型」 中小企業特 定社債保証 地方創生社債・有担1113 地方創生社債・無担1114	<p>次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。</p> <p>(1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が15%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。 (注) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。</p>	事業資金	450,000	7年以内	発行体利率	社債総額 に対し 0.25~1.70	有	「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の5に規定する金融機関	協会及び取扱金融機関
短期継続保証 カスタマーサポート 『CS』 CS1115	<p>次の全ての要件に該当する中小企業者とする。</p> <p>(1) 取扱金融機関との与信取引が6か月以上あること。 (2) 直近決算(法人)及び青色申告(個人)において債務超過でないこと。 (個人の場合、貸借対照表を作成している事業者) ただし、継続時において、一過性要因による未達の場合はこの限りでない。 (3) 直近決算において経常利益を計上していること。 (個人の場合、青色申告特別控除前所得金額が300万円以上) ただし、継続時において、一過性要因による未達の場合はこの限りでない。 (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。</p>	運転資金	80,000	1年以内 更改継続可	金融機関利率	0.45~1.90	有	約定締結 金融機関	協会及び取扱金融機関

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営 有担 引安定等			
短期継続小口保証 『CSライト』 CSライト 1128	次の全ての要件に該当する中小企業者とする。 (1) 取扱金融機関との与信取引が6か月以上あること。 (2) 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングに基づく料率区分(カテゴリ)が4以上であること。 (3) 直近決算において経常利益を計上していること。 (個人の場合、青色申告で貸借対照表を作成しており、青色申告特別控除前所得金額が100万円以上) ただし、継続時において、一過性要因による未達の場合はこの限りでない。 (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。	運転資金	30,000	1年以内 更改継続可	金融機関 所定利率	0.45~1.90	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
長期一括保証 『CSプラス』 CSプラス 1129	次の全ての要件に該当する中小企業者とする。 (1) 取扱金融機関との与信取引が6か月以上あること。 (2) 保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングに基づく料率区分(カテゴリ)が、6以上であること。 (3) 直近決算(法人)及び青色申告(個人)において債務超過でないこと。 (個人の場合、貸借対照表を作成している事業者) (4) 直近決算において経常利益を計上していること。 (個人の場合、青色申告特別控除前所得金額が300万円以上) ただし、継続時において、一過性要因による未達の場合はこの限りでない。 (5) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。	運転資金	80,000	5年以内 更改継続可	金融機関 所定利率	0.45~1.90	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
税理士連携型 短期継続保証 『TGC』 TGC 1116	国が認定する経営革新等支援機関である税理士または税理士法人(以下、「認定支援税理士」という。)と連携し、経営課題の解決に取り組む中小企業者であって、次の要件に該当する事業者とする。ただし、継続時において一過性要因で要件を満たさない場合、事業計画等で改善の見込みがある場合には、継続が可能。 (1) 直近決算(法人)及び青色申告(個人)において債務超過でないこと。 (個人の場合、貸借対照表を作成している事業者) または、認定支援税理士の支援を受けつつ、自ら策定した事業計画書により早期に債務超過の解消見込みがあること。 (2) 直近決算において経常利益を計上していること。 (個人の場合、青色申告特別控除前所得金額が300万円以上) または、認定支援税理士の支援を受けつつ、自ら策定した事業計画書により早期に経常赤字の解消見込みがあること。 (個人の場合、青色申告特別控除前所得金額が300万円以上の見込み)	運転資金	80,000	1年以内 更改継続可	金融機関 所定利率	0.35~1.80	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
税理士連携型 手貸極度保証 『極TGC』 極TGC 1117	(3) 原則として、既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。 (4) 認定支援税理士と顧問契約を締結後1年以上経過していること。 (5) 認定支援税理士の支援を受けつつ、自ら事業計画書を策定していること。 (6) 認定支援税理士が月次管理を行っていること。	運転資金	80,000	1年以内 更改継続可	金融機関 所定利率	0.35~1.80	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
不動産活用保証 『エステート』 エステート 1130	本資金の導入によって資金繰りの円滑化が図られ、経営基盤の安定や発展が期待される中小企業者	事業資金	200,000 組合 400,000	30年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.35~1.80 (担保割引後)	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (措置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営 安定等			
協 会 制 度	<p>財務要件型 当座貸越 (貸付専用型)根保証 『ステータス』 ステータス・当貸約 1122 ステータス・当貸随 1123</p>	事業資金	280,000 (ただし、100万円以上)	1年もしくは2年 (期間1年の場合、5 年まで更新可) 200,000 (期間2年の場合、6 年まで更新可) 80,000 (ただし、全国統一当座 貸越根保証との併用は 不可。)	金融機関 所 定 利 率	0.39~1.62	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	<p>同一事業の業歴が3年以上、2期以上の決算を行っており、申込金融機関との与信取引が6か月以上あり、今後とも申込金融機関が支援育成していきたい先で、かつ償還能力があると認められ、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者</p> <p>(1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(3) 純資産額が5千万円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が15%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。</p> <p>(注) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。</p>									
	<p>財務要件型 無保証人保証 財務型無保証人 1118</p>	事業資金	普通保険に係る保証 200,000 組合等の場合 400,000 無担保保険に係る保証 80,000	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内 (1年以内)	金融機関 所 定 利 率	0.45~1.90	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
<p>次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。</p> <p>(1) 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が20%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 ① 自己資本比率が15%以上であること。 ② 純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③ 使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④ インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。</p> <p>(注) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。</p>										

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等		
協 会 制 度	<p>事業承継(代表者交代等をいう。)の段階における資金調達にあたり、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。</p> <p>(1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日(注1)に満たしていることを要するものとする。 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注2)が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと</p> <p>(注1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 (注2) EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費) ※ 経営者を含めて保証人を徴求しない。</p>	<p>事業資金</p> <p>280,000 組合 480,000 普通保険に係る保証 200,000 組合 400,000 無担保険に係る保証 80,000</p> <p>一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (1年以内)</p> <p>金融機関 所定利率</p> <p>0.45~1.90 — — 0.20~1.15</p> <p>経営者保証 コーディネーターによる認定 を受けた場合</p> <p>約 定 締 結 金 融 機 関</p> <p>与 信 取 引 を 有 し て い る 取 扱 金 融 機 関</p>	<p>※保証対象者・要件の(1)に該当する中小企業者にあつては、保証人(個人に限る。以下この項において同じ。)を提供していない 既往借入金の返済資金以外のもの。 ※(2)に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。</p>					<p>約 定 締 結 金 融 機 関</p>	<p>与 信 取 引 を 有 し て い る 取 扱 金 融 機 関</p>	
	<p>自主廃業支援保証 自主廃業支援 1120</p> <p>現在事業を行っている中小企業者であつて、以下に掲げる(1)から(3)までの要件を全て満たすもの。 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により合意に至った廃業計画書に従つて計画の実行及び進捗の報告を行うもの。</p>	<p>廃業計画の実施に 必要となる事業資金</p> <p>30,000</p> <p>1年以内 (かつ、終期は解散 予定日より前)</p> <p>金融機関 所定利率</p> <p>0.45~1.90</p> <p>有</p> <p>—</p> <p>約 定 締 結 金 融 機 関 (申込人と主たる取 引関係を有する金 融機関)</p> <p>協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関</p>						<p>約 定 締 結 金 融 機 関</p>	<p>協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関</p>	
	<p>事業承継サポート保証 承継サポート 1119</p> <p>◆用語の定義 ① 事業会社 承継の対象となる事業を行っている会社(上記(4)(5)に定める申込人資格要件を満たすものに限る。)をいう。 ② 持株会社 事業承継計画に基づき、事業会社の株式を取得することにより、事業会社の事業活動を支配することを目的として設立された会社(上記(1)から(3)に定める申込人等資格要件を満たすものに限る。)をいう。 ③ 被後継者 現在、事業会社の株式を保有しており、事業承継計画に基づき、持株会社に対し株式の売却を予定している者をいう。 ④ 後継者 持株会社の代表者であつて、持株会社が被後継者の保有する事業会社の株式を取得することにより、事業会社の経営権および支配権の掌握を予定している者をいう。</p>	<p>280,000 普通保険に係る保証 200,000 無担保険に係る保証 80,000</p> <p>15年以内 (2年以内)</p> <p>金融機関 所定利率</p> <p>0.45~1.90</p> <p>有</p> <p>—</p> <p>約 定 締 結 金 融 機 関</p> <p>協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関</p>	<p>後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金 ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る。 ※後継者が既に事業会社の発行済議決権株式を取得しており、今回持株会社が取得する株式と合計して3分の2以上になる場合は、3分の2に満たない一括取得を可能とする。</p>					<p>約 定 締 結 金 融 機 関</p>	<p>協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関</p>	

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※経営安定等		
協会	責任共有対象外 (右記1号から6号) 経営安定関連保証 経営安定 255	(1) 経済産業大臣の指定する倒産企業に債権を有する者 (2) 経済産業大臣の指定する企業との取引数量が減少した者 (3) 経済産業大臣の指定する特定地域及び業種で取引数量が減少した者 (4) 経済産業大臣の指定する特定地域に属する企業で取引数量が減少した者 (5) 経済産業大臣の指定する業種で取引数量が減少した者 (6) 破綻金融機関等と取引を行っているために、資金調達に支障が生じている者 (7) 経済産業大臣の指定する金融機関で経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整を行っていることにより、経営の安定に支障が生じている者 (8) 金融機関が機整理回収機構又は機産業再生機構に貸付債権を譲渡したことにより、経営の安定に支障が生じている者	事業資金 280,000 組合 480,000 (ただし、(6)については 380,000)	20年以内	金融機関 所定利率	経営安定関連 保証1号～4号 及び6号 0.90 経営安定関連 保証5号,7号, 8号 0.76	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	責任共有対象外 激 甚 災 害 保 証 激甚災害 262	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	事業資金 280,000 組合 480,000 保証割合 100%	10年以内	金融機関 所定利率	0.90	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	労働力確保 連 保 証 労働確保 268	「中小企業における労働力確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善促進に関する法律」(平成3年法律第57号)第4条に規定する認定計画に基づき改善事業を実施する者	事業資金 280,000 組合 480,000	7年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	中 小 小 売 商 業 連 保 証 中小商業 269	「中小小売商業振興法」(昭和48年法律第101号)第4条第1項から第5項までの認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業を実施する者	事業資金 280,000 組合 480,000	7年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	商店街整備等支 連 保 証 商店整備 270	「中小小売商業振興法」に基づく商店街整備等支援計画について認定を受けた公益法人の高度化事業を実施する者	事業資金 280,000	7年以内	金融機関 所定利率	有担保 1.04 無担保 1.14	有	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
度 (保 険 特 例)	農 工 等 連 携 事 業 連 保 証 農商事業 1200	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)第4条第1項に規定する農工商等連携事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を実施する者	事業資金 1,280,000 組合等 1,880,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 流動資産担保保険 0.68 新事業開拓保険 有担保 0.96 無担保 1.06 海外投資関係保険 有担保 1.04 無担保 1.14	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	農 工 等 連 携 支 援 連 保 証 農商支援 1201	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」(平成20年法律第38号)に基づき、主務大臣の認定を受けた次に掲げる法人であって、農工商等連携支援計画に従って農工商等連携支援事業を実施する者 (1) 一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有している者に限る。) (2) 一般財団法人(設立に際して提出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により提出されている者に限る。) (3) 特定非営利活動法人(社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有している者に限る。)	事業資金 280,000 普通保証 200,000 無担保保証 80,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	1.14	有	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関

普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000
 新事業開拓保証 400,000(組合等 600,000) 流動資産担保保証 200,000
 海外投資関係保証 400,000(組合等 600,000)
 (注1:新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む)
 (注2:流動資産担保融資保証の貸越(貸付)債権に対する保証割合は80%とする)
 (注3:海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他の特例分を含む)

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※有担 割引	※経営 安定等		
協 会 制 度 (保 険 特 例)	<p>責任共有対象外 創業等関連保証 創業等親 253 創業等子 254 創業等5 279 創業等間 280</p> <p>R3.8.2【廃止】</p>	事業資金	(1)「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号。以下「法」という。)第2条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有する者 ① 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者(法第2条第3項第1号) ② 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する者(法第2条第3項第2号) ③ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有する者(法第2条第3項第3号) (2) 法第2条第4項第1号及び第2号に掲げる次の新規中小企業者 ① 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人(当該事業を開始した日以前に事業を営んでいなかった者に限る。)(法第2条第4項第1号) ② 設立の日以後の期間が5年未満の会社(当該設立の日以前に事業を営んでいなかった個人により設立された者に限る。)(法第2条第4項第2号) ③ 設立の日以後の期間が5年未満の会社(自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに設立した者に限る。)(法第2条第4項第2号) (注1) 上記(1)①及び②に規定する「1月以内」及び「2月以内」の起算日は、本保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。 (注2) 上記(2)①に規定する「事業を開始した日以後の期間が5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。②及び③に規定する「設立の日以後の期間が5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	無担保 0.90	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	<p>無担保保険関係の範囲内で、次に定める金額</p> <p>ア 保証対象者・要件の(1)①及び②に該当する者については、1,500万円とし、自己資金額を保証限度額とする。 イ 同(1)③及び(2)①から③に該当する者については、1,500万円を保証限度額とする。 ウ 創業者(同(1)①及び②)、又は新規中小企業者(同(2)①及び②)の創業関連資金については、創業等関連保証、創業関連保証及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。 保証限度額は創業等関連保証は1,500万円、創業関連保証、再挑戦支援保証を合算して2,000万円であるので、すべての制度を併用した場合の限度額は、3,500万円となる。 エ 創業等関連保証、創業関連保証及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の「中小企業信用保険法」第3条の2に規定する無担保保険に係る保証(同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。)を併せ行う場合にあつては、無担保保険限度額(8,000万円)以内とする。</p> <p>保証割合 100%</p>									
	<p>責任共有対象外 創業関連保証 創業関連 282 創業5年 283 支援創業関連 1204 支援創業関連・再挑戦 1205</p>	事業資金	(1) 産業競争力強化法(以下「法」という。)第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であつて、事業開始に係る具体的計画を有するもの。 ① 事業を営んでいない個人であつて、1月以内(法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第1号) ② 事業を営んでいない個人であつて、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第3号) ③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第5号) (2) 法第2条第29項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であつて事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。 ① 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない者(法第2条第29項第2号) ② 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者(法第2条第29項第4号) ③ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していない者(法第2条第29項第6号) (3) 上記(2)①に規定する創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であつて、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)。 (注1) 上記(1)①及び②に規定する「1月以内」、「2月以内」及び「6月以内」の起算日は、本保証に基づく貸付実行がなされた日を基準とする。 (注2) 上記(2)①及び③に規定する「事業を開始した日以後5年」及び「事業を開始した日から起算して5年」の起算日は、事業の開始が確認可能な日とする。(2)②及び③に規定する「設立の日以後5年」の起算日は、登記簿上の会社設立登記年月日を基準とする。	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	無担保 0.85	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
<p>無担保保険関係の範囲内で、次に定める金額</p> <p>ア 3,500万円を保証限度額とする。 イ 創業者の創業関連資金については、創業関連保証、及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は、3,500万円となる。 ウ 創業関連保証、及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の「中小企業信用保険法」第3条の2に規定する無担保保険に係る保証(同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。)を併せ行う場合にあつては、無担保保険限度額(8,000万円)以内とする。</p> <p>保証割合 100%</p>										

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※有担割引	※経営安定等		
地域伝統芸能等 関連保証 伝統芸能 225	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(平成4年法律第88号)第6条第1項に規定する基本計画に基づき実施される特定事業等のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要なものとして通商産業省令で定める事業を行う者として市町村長の認定を受けた中小企業者	事業資金	280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
流通業務総合効率化 関連保証 流通業務 227	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)第4条第1項に規定する総合効率化計画について主務大臣の認定を受けた認定総合効率化事業を行う中小企業者	事業資金	280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
協会 中心市街地商業等 活性化関連保証	(1) 主務大臣の認定を受けた認定特定計画に基づき、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第7条第11項第1号に掲げる特定事業を行う中小企業者、特定会社又は公益法人(当該特定会社又は公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。)	事業資金	280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	(2) 主務大臣の認定を受けた認定特定計画に基づき、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第7条第7項第1号から第6号までに掲げる中小小売商業高度化事業を行う中小企業者	事業資金	560,000 (ただし、中心市街地商業等活性化関連保証を含む。)	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	(1) 主務大臣の認定を受けた認定特定計画に基づき、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第7条第11項第1号に掲げる特定事業を行う中小企業者、特定会社又は公益法人(当該特定会社又は公益法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業は除く。)	事業資金	300,000 組合等 600,000 (ただし、新事業開拓保証の一般分及びその他特例分を含む。)	5年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 新事業開拓保証 有担保 0.96 無担保 1.06	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	(2) 主務大臣の認定を受けた認定特定計画に基づき、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第7条第7項第7号の中小小売商業高度化事業を行う特定会社又は公益法人	事業資金	480,000 組合等 680,000	運転資金5年以内 (1年以内) 設備資金7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 特別小口保険 0.90 流動資産担保保険 0.56	—	—	「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関	協会及び 取扱金融機関
特定新技術事業 活動関連保証	「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)第2条第16項に規定する指定補助金等の交付を受け、当該指定補助金等に係る成果を利用した事業活動を実施する者	事業資金	280,000 組合等 480,000	3年以内	金融機関 所定利率	借入金額(借入 極度額)に対し 1.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
(保険 特例)	下請振興関連保証 下請売根 296 下請売個 297	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する中小企業者	事業資金	普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 流動資産担保保証 200,000						
				普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 保証割合 80%						
事業再生円滑化 関連保証 プレ再生 209	金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次のいずれかに該当する中小企業者 ① 特定認証紛争解決手続きによって事業再生を図ろうとする者 ② 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする者 ③ 認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする者	事業資金	280,000 組合等 480,000	3年以内	金融機関 所定利率	借入金額(借入 極度額)に対し 1.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
			普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 保証割合 80%							

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(措置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営料率区分			
再挑戦支援保証 再チャレ 281	<p>以下に掲げる要件を満たすものであって、再挑戦支援保証の委託の申込みを以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日に行ったもの(産業競争力強化法(以下「法」という。))第129条第4項第2号)</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内(法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。))により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者(以下「認定特定創業支援等事業」という。))に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第1号)のうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号イ前段)。 ② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号イ後段)。</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行うとする者(以下「認定特定創業支援等事業」という。))に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの(法第2条第29項第3号)のうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号イ前段)。 ② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号イ後段)。</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第2号)のうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号イ前段)。 ② 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号イ後段)。</p> <p>(4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの(法第2条第29項第4号)のうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号イ前段)。 ② 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号イ後段)。</p> <p>(5) 上記(3)に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。))が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの(法第129条第2項)のうち、次のいずれかに該当するもの。 ① 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有するもの(法第129条第4項第1号イ前段)。 ② 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの(法第129条第4項第1号イ後段)。</p>	事業資金	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	無担保 0.85	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
			ア 3,500万円を保証限度額とする。 イ 創業者の創業関連資金については、創業関連保証、及び再挑戦支援保証を併用することが可能である。これらの制度を併用した場合の限度額は3,500万円となる。 ウ 創業関連保証、及び再挑戦支援保証並びにこれらの保証以外の「中小企業信用保険法」第3条の2に規定する無担保保険に係る保証(同法以外の法律に規定するもの並びに同法第12条に規定する経営安定関連保証及び同法第15条に規定する危機関連保証を除く。)を併せ行う場合においては、無担保保険限度額(8,000万円)以内とする。 保証割合 100%							
特定信用関連保証 特定信用 204	<p>外国法人(新たに設立されるものを含む。)と経営を実質的に支配していると認められる以下のいずれかの関係にある中小企業者</p> <p>(1) 外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの(以下「株式等」という。)の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を事業者が所有する関係</p> <p>(2) 次の①又は②に該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者(以下「役員等」という。)の総数の2分の1以上を事業者の役員又は職員が占める関係 ① 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が所有していること。 ② 当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p> <p>(3) 外国法人の株式等の総数又は総額の100分の50以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社(事業者が前二号に規定する関係をする場合における当該各号の外国法人をいう。)(以下「子会社等」という。))又は子会社等及び当該事業者が所有する関係</p> <p>(4) 次の①又は②に該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の2分の1以上を、子会社等又は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係 ① 当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の40以上、100分の50未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が所有していること。 ② 子会社等又は子会社等及び当該事業者の所有する当該外国法人の株式等の数又は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の100分の20以上、100分の40未満であって、かつ、他のいずれの一者が所有する当該外国法人の株式等の数又は額をも下回っていないこと。</p>	事業資金	200,000 保証割合 80%	1年以内 (ただし、更新は妨げない)	金融機関 所定利率	0.45~1.90	有	—	産 業 競 争 力 強 化 法 施 行 令 (平 成 2 6 年 政 令 第 1 3 号) 第 3 条 に 規 定 す る 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※経営 有担 引安定等		
協 会 制 度 (保 険 特 例)	<p>(1) 会社である中小企業者(「金融商品取引法」第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式会社又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下「申込人」という。)であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること。</p> <p>① 当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。</p> <p>② 当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>③ 当該申込人の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が、前事業年度の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと。</p> <p>④ 仕入先(当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。)からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。</p> <p>⑤ 取引先金融機関(「預金保険法」(昭和46年法律第34号)第2条第1項に規定する金融機関、「農水産業協同組合貯金保険法」(昭和48年法律第53号)第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が100分の20以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。)との取引に係る支障が生じたこと。</p> <p>⑥ その他諸費用が生じたこと。</p> <p>(2) 個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること。</p> <p>① 当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。</p> <p>② 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>③ 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる(している)こと。</p> <p>④ 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。</p> <p>⑤ 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。</p> <p>⑥ 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。</p> <p>イ) 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割</p> <p>ロ) 当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金額の額</p> <p>⑦ その他諸費用が生じたこと。</p>	<p>280,000</p> <p>普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000</p> <p>運転 10年以内 設備 15年以内</p> <p>金 融 機 関 利 率</p>	<p>0.45~1.90 特別小口保険に係る保証を利用する場合は、0.90とする</p>	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関		
		<p>経営承継関連保証 全国承継 1202</p>	<p>次に掲げる資金</p> <p>イ.保証対象者・要件の(1)①の事由による認定の場合は、議決権株式の取得資金</p> <p>ロ.同(1)②又は(2)①の事由による認定の場合は、事業用資産等の取得資金</p> <p>ハ.同(2)②の事由による認定の場合は、事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金</p> <p>ニ.同(2)⑥の事由による認定の場合は、他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金額の額</p> <p>ホ.同上記イからニ以外の事由による認定の場合は、運転資金</p>						

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※有担 割引	※経営 安定等		
協 会 制 度 (保 険 特 例)	<p>「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災法」という。)第128条の規定により、東日本大震災により著しい被害を受けた以下に該当する中小企業者</p> <p>(1) 特定被災区域(「東日本大震災法」第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項及び第2項に定める市町村をいう)内に事業所を有し、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害により当該事業所等に損害を受けたことについて、東日本大震災法の「経済産業省関係規定の施行に関する政令」(平成23年政令第133号。以下「経産政令」という。)第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた中小企業者</p> <p>(2) 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際し、「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号)第15条第2項又は第20条第5項の規定により第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域が公示された場合において、当該公示の際現に当該区域内に事業所を有していたことについて、「経産政令」第2条第1項の規定により市区町村長等の証明を受けた中小企業者</p> <p>(3) 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、「経産政令」第2条第1項の規定によりその住所所在地を管轄する市区町村長等の証明を受けた者</p> <p>(4) (1)ないし(3)に掲げる中小企業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体</p>	<p>事業資金 (経営の安定・事業再建に必要な資金)</p>	<p>普通保険に係る保証 200,000 組合等の場合 400,000 無担保保険に係る保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000</p>	<p>10年以内 (2年以内)</p>	<p>金融機関 所定利率</p>	<p>0.80</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>「中小企業信用保険法施行令」(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関</p>	<p>協会及び 取扱金融機関</p>
	<p>(注1) 8,000万円を超える無担保保証であっても、信用保証協会が、実質的な保全が出来ており担保による保全が大きな問題とならないと判断する場合など、個々の中小企業の特性や実情等を総合的に勘案し保証可能と判断した場合には、弾力的に利用できるものとする。</p> <p>(注2) 経営安定関連保証及び災害関係保証(中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同条第1項の政令で指定されたもの及び東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年政令第18号)第1条の規定により指定されたものに限る。)と合算して、それぞれ以下の額までとする。</p>	<p>普通保証 400,000(組合等 800,000) 無担保保証 160,000 無担保無保証人保証 40,000 保証割合 100%</p>								
	<p>産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う者 以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。))に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。</p> <p>【法第53条第1項に規定】</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>② 認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号。以下「施行規則」という。)第32条第1号に規定】</p> <p>③ 特定認証紛争解決手続(法第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画</p> <p>④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再生計画</p> <p>⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づき調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>【施行規則第32条第2号に規定】</p> <p>⑨ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再生計画</p> <p>【施行規則第32条第3号に規定】</p> <p>⑩ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p>	<p>事業資金 (事業再生の計画の実施に必要な資金に限る)</p>	<p>280,000 組合 480,000</p> <p>普通保険に係る保証 200,000 組合等の場合 400,000 無担保保険に係る保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000</p>	<p>一括返済 1年以内</p> <p>分割返済 15年以内 (1年以内)</p>	<p>金融機関 所定利率</p>	<p>責任共有 借入金額に対し 0.80</p> <p>責任共有外 保証変更額に対し 1.00</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>約 定 締 結 金 融 機 関</p>	<p>協会及び 取扱金融機関</p>
	<p>多くの中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「法」という。)第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う者であって、上記①～⑩に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。))に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。</p> <p>取扱期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに信用保証協会が保証申込みを受付したものの。</p>			<p>一括返済 1年以内</p> <p>分割返済 15年以内 (5年以内)</p>		<p>上記と同じ (経営者保証免除対応を適用 する場合は、0.20上乘せ)</p> <p>中小企業者負担は一律0.20 (国の保証料補助による。但し、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料は国の保証料補助の対象外。)</p>				

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営 安定等			
協 会 制 度 (保 険 特 例)	経営力向上関連保証 経営力向上 1207	事業資金	880,000 組合等 1,680,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 新事業開拓保険 有担保 0.96 無担保 1.06 海外投資関係保険 有担保 1.04 無担保 1.14	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
					普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000(組合等 600,000) 海外投資関係保証 300,000(組合等 600,000) (注1:新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む) (注2:海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他の特例分を含む)					
	経営革新関連保証 経営革新 288	事業資金	880,000 組合等 1,680,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76 新事業開拓保険 有担保 0.96 無担保 1.06 海外投資関係保険 有担保 1.04 無担保 1.14	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
					普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000(組合等 600,000) 海外投資関係保証 300,000(組合等 600,000) (注1:新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む) (注2:海外投資関係保証については、海外投資関係保証の一般分及びその他の特例分を含む)					
地域経済牽引 事業関連保証	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画を県知事に提出し、承認を受けた法第2条第4項に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行うもの。 次の①から③のいずれにも該当するもの。 ①法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画(次のア。からウ。までに掲げる事項の記載があるものに限る。)を都道府県知事又は主務大臣に提出し、承認を受けた法第2条第4項に規定する特定事業者であって、承認地域経済牽引事業計画に従って事業承継等を行うもの。 ア. 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称。 イ. 事業承継等の内容及び実施時期。 ウ. 承認申請日の直前の決算において次の要件(※1)を満たすこと。 a. 資産超過であること。 b. EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費))が10倍以内であること。 ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日(※2)において、返済緩和している借入金がないこと。 ※1 地域経済牽引事業計画について承認を得た後、信用保証協会への申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 ※2 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。	事業資金	280,000 組合等 480,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.76	—	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
				普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証80,000 無担保無保証人保証 20,000						
地域経済牽引 支援関連保証	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づき、主務大臣から連携支援計画の承認を受けた地域経済牽引支援機関に次に掲げる法人が含まれ、承認連携支援計画に従って連携支援事業を実施するもの。 (1)一般社団法人(社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る。) (2)一般財団法人(設立に際して提出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により提出されているものに限る。)	事業資金	280,000	運転 5年以内 (1年以内) 設備 7年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	1.24	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
				普通保証 200,000 無担保保証80,000						

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(措置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※有担割引	※経営安定等		
危機関連保証 危機関連 1208	中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者	経営の安定に必要な事業資金	280,000 普通保険に係る保証 200,000 組合等の場合 400,000 無担保険に係る保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000	10年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.80	—	—	銀行、信用金庫等 保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関	協会及び 取扱金融機関
			(注1) 8,000万円を超える無担保証であっても、信用保証協会が、実質的な保全が出来ており担保による保全が大きな問題とならないと判断する場合など、個々の中小企業の特性や実情等を総合的に勘案し保証可能と判断した場合には、普通保険にかかる保証を弾力的に利用できるものとする。 (注2) 災害関係保証(東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(平成23年政令第18号)第1条の規定により指定された措置及び中小企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める場合における同項の事象についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同条第1項の政令で指定された措置に係るものに限る。)、東日本大震災復興緊急保証及び経営安定関連保証と合算して、それぞれ以下の額までとする。 普通保証 400,000(組合等 800,000) 無担保保証 160,000 無担保無保証人保証 40,000 保証割合 100%							
協 会 制 度 (保 険 特 例)	次(1)から(6)のいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号イの規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(以下、「認定中小企業者」という。)の代表者を対象とする。 (1) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。 (2) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。 (3) 認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 (4) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 (5) 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 (6) その他諸費用が生じたこと。		280,000 普通保険に係る保証 200,000 無担保険に係る保証 80,000 特別小口保険に係る保証 20,000	運転 10年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.45~1.90 特別小口保険に係る保証を利用する場合は、0.90とする	有	—	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
		次に掲げる資金とする。 ①保証対象者・要件(1)の事由による場合：当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等を、当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金 ②同(2)の事由による場合：当該認定中小企業者等以外の者が有する事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金 ③同(3)の事由による場合：当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金 ④同(4)又は(5)の事由による場合：当該認定中小企業者等の代表者(代表者であった者を含む。)の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金 イ. 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割 ロ. 当該経営を承継した代表者が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額 ⑤①から④に掲げるもののほか、当該認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金								

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※有担割合	※経営安定等			
革新的データ産業活用関連保証 R3.6.16【廃止】	生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第22条第1項および第2項に規定する革新的データ産業活用に関する計画を主務大臣に提出し、認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用に係る事業を実施する者。	事業資金 (認定革新的データ産業活用計画に従って実施する革新的データ活用に必要な資金に限る)		20年以内	金融機関所定利率	0.76	—	—	約定締結金融機関	協会及び取扱金融機関	
普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000											
技術情報漏えい防止措置関連保証	産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第17項に規定する中小企業者に対して技術情報漏えい防止措置認証業務を行うものに範囲を限定して、主務大臣の認定(法第68条第1項)を受けた次に掲げる法人。 (1)一般社団法人(社員総会における決議権の2分の1以上を中小企業者が所有しているものに限る。) (2)一般財団法人(設立に際して提出された財産の価格の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)	事業資金 (技術情報漏えい防止措置認定業務の実施に必要な資金に限る)	280,000	20年以内	金融機関所定利率	1.14	有	—	約定締結金融機関	協会及び取扱金融機関	
普通保証 200,000 無担保保証 80,000											
協会 制 度 (保 険 特 例)	経営承継準備関連保証	次の(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者を対象とする (1)会社である中小企業者(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式会社又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、中小企業に号口の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限り、以下(2)①及び(3)①ア.において同じ。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあっては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①及び(3)①ア.において同じ。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあってはその代表者。以下(2)②及び(3)①イ.において同じ。)が年齢、健康状態その他の事情により、継続かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 (2)個人である中小企業者であって、次の①又は②の事由が生じていることにつき、法第12条第1項第2号口の規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ①他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ②他の中小企業者が、当該他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 (3)会社である中小企業者であって、次の①から③のいずれにも該当すること。 ①次のア又はいずれかの事由が生じていること及びウに該当することにつき、法第12条第1項第1号ハの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ア.他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 イ.他の中小企業者が、当該他の中小企業者が年齢、健康状態その他の事情により、継続かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であって、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであること。 ウ.認定申請日の直前の決算において次の要件(※1)を満たすこと。 a.資産超過であること b. EBITDA有利子負債倍率((借入金+社債-預現金)÷(営業利益+減価償却費))が10倍以内であること ②信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 ③信用保証協会への申込日(※2)において、返済継続している借入金がないこと。	事業資金	280,000	運転 10年以内(1年以内) 設備 15年以内(1年以内)	金融機関所定利率	借入金額に対し0.45~1.90 特別小口保険に係る保証を利用する場合は、0.90とする	有	—	約定締結金融機関	協会及び取扱金融機関
この中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金。 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者(会社に限り。)の株式等(当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。)											
(※1)認定取得後、信用保証協会への申込日まで新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 (※2)申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。											
商店街活性化促進関連保証	商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、または行おうとする者として地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の7第1項に規定する認定市町村の認定を受けた中小企業者。	事業資金	280,000 組合 480,000	20年以内	金融機関所定利率	0.76	—	—	約定締結金融機関	協会及び取扱金融機関	
普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000											

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※有担 割引	※経営 安定等			
協会 制 度 (保 険 特 例)	情報処理支援保証	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)に基づき、法第38条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた情報処理支援業務を行う次に掲げる法人。 (1)一般社団法人(社員総会における決議権の2分の1以上を中小企業者が所有しているものに限る。) (2)一般財団法人(設立に際して拠出された財産の価格の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)	事業資金 (情報処理支援業務の実施に必要な資金に限る)	280,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	1.14	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	普通保証 200,000 無担保保証 80,000										
	新技術等実証保証 R3.6.16【廃止】	生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第11条第1項および第2項に規定する新技術等実証に関する計画を主務大臣に提出し、認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証に係る事業を実施する者。	事業資金 (認定新技術等実証計画に従って実施する新技術等実証に必要な資金に限る)	280,000 組合 480,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	0.76	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000										
先端設備等導入保証	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者としての資格及び特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行うもの。	事業資金 (特定市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に必要な資金に限る)	280,000 組合 480,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	0.76	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000											
特定経営承継保証	次の(1)又は(2)に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第3号の規定による経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人を対象とする。 (1)他の中小企業者の役員(当該他の中小企業者が会社である場合に限る。)又は親族(他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。)の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。 (2)他の中小企業者(他の中小企業者が会社である場合にあつてはその代表者。)が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであると認められること。	他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であつて、以下に掲げるものを取得するために必要な資金 ①他の中小企業者が有する事業用資産等 ②他の中小企業者(会社に限る。)の株式等(当該株式等を取得することにより、認定を受けた事業を営んでいない個人が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。)	280,000	運転 10年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (1年以内)	金融機関 所 定 利 率	1.15	有	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
普通保証 200,000 無担保保証 80,000											

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(措置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※有担割引	※経営安定等		
協 会 制 度 (保 険 特 例)	事業継続力強化 連 保 証	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第1項に規定する事業継続力強化に関する計画を経済産業大臣に提出し、認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者。	事業資金 980,000 組合 1,680,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	0.76 新事業開拓保証 海外投資関係保証 有担保 1.04 無担保 1.14	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000(組合等 600,000) 海外投資関係保証 400,000(組合等 600,000)									
	連携事業継続力強化 連 保 証	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第52条第1項に規定する連携事業継続力強化に関する計画を経済産業大臣に提出し、認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者。	事業資金 880,000 組合 1,680,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	0.76 新事業開拓保証 海外投資関係保証 有担保 1.04 無担保 1.14	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000(組合等 600,000) 海外投資関係保証 300,000(組合等 600,000)									
社外高度人材活用 新事業分野開拓関連保証	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号。以下「法」という)第8条第1項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を主務大臣に提出し、認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業を行う。法第2条第5項に規定する新規中小企業者等のうち、同項第1号に規定する新規中小企業者及び同項第4号に規定する者であって、法第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者。ただし、個人または会社に限る。	事業資金 880,000	20年以内	金融機関 所 定 利 率	0.76 新事業開拓保証 海外投資関係保証 有担保 1.04 無担保 1.14	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000 海外投資関係保証 300,000										
情報処理システム 運用・管理関連保証	情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に基づき、情報処理システムの運用および管理に関する取組の実施状況が優良なものであること、その他の経済産業省令で定める基準に適合するものであることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者。	事業資金 280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所 定 利 率	0.76	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関	
普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000										

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営 安定等			
特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)に基づき、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者。	事業資金 (認定を受けた計画に従って行われる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に必要資金)	280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所定利率	0.76	—	—	約定期結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
<p>普通保証 200,000(組合等 400,000) 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000</p>										
協 会 制 度 (保 険 特 例)	<p>次の(1)から(3)のいずれにも該当する会社である中小企業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。)</p> <p>(1) 次の①～③のいずれにも該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項第1号ニの規定による経済産業大臣の認定を受けていること。 ① 中小企業者の代表者が当該中小企業者の金融機関(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条第1項に規定する金融機関をいう。)からの借入れによる債務を保証していることにより、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること。 ② 認定申請日の直前の決算において次の要件(注1)を満たすこと。 ア. 資産超過であること イ. EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ※ EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費) ③ 当該中小企業者が認定申請日より3年以内に事業承継を予定していること。 (2) 信用保証協会への申込日直前の決算において、法人・個人の分離がなされていること。 (3) 信用保証協会への申込日(注2)において、返済緩和している借入金がないこと。 (注1) 認定取得後、信用保証協会への申込日まで新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要。 (注2) 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。</p>	<p>事業資金</p> <p>認定を受けた中小企業者の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営の承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入れに係るもの)</p>	<p>280,000 普通保険に係る保証 一括返済 200,000 1年以内 無担保保険に係る保証 分割返済 80,000 10年以内 特別小口保険に係る保証 (1年以内) 20,000</p>	<p>金融機関 所定利率</p>	<p>0.45～1.90</p> <p>経営者保証 コーディネーターによる認定を受けた場合 0.20～1.15</p> <p>特別小口保険に係る保証を利用する場合は、0.90とする。</p>	—	—	約定期結 金融機関	協会及び 取扱金融機関	
伴走支援型特別保証 『伴走特別』	<p>次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。 (1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(注1) (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等減少率が15%以上のものに限る。)(注1) (3) 保険法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(注1)(注2)</p> <p>(注1) 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。 (注2) 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱は適用しない。</p> <p>取扱期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに信用保証協会が保証申込みを受付したものの。 ※上記(3)の認定を受けたものについては、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(当該期間を延長した場合は延長した期間を含む。)に融資実行されたものとする。</p>	<p>事業資金</p>	<p>40,000</p> <p>一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (5年以内)</p>	<p>金融機関 所定利率</p>	<p>0.85</p> <p>(経営者保証免除対応を適用する場合は、0.20上乗せ)</p> <p>中小企業者負担は一律0.20(国の保証料補助による。但し、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料は国の保証料補助の対象外。)</p>	—	—	約定期結 金融機関	協会及び 取扱金融機関	

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営 安定等			
協会 制度 (保 険 特 例)	特定連携事業継続力強化 関連保証 連携事業継続力強化計画について経済産業大臣の認定を受けた中小企業者と共同で当該連携事業継続力強化の実施を行う大企業者のうち、中小企業等経営強化法第2条第2項第3号又は第4号に掲げられるもの。	事業資金 認定連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化の実施に必要な資金(経済産業省令で定めるもの)	280,000 普通保証 200,000 無担保保証 80,000	20年以内	金融機関 所定利率	0.45~1.90	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	下請中小企業取引機会 創出事業関連保証 下請中小企業取引機会創出事業者として認定を受けた中小企業者。	事業資金 下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金	280,000 組合 480,000	10年以内	金融機関 所定利率	0.76 特別小口保険 0.90 新事業開拓保険 有担保0.96 無担保1.06	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
<p>普通保証 200,000 無担保保証 80,000 無担保無保証人保証 20,000 新事業開拓保証 300,000 (注:新事業開拓保険については、他の一般分又は特例分の合計額。)</p>										
<p>* 協会制度の保証料弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、責任共有対象1.15%、責任共有対象外1.35%となります。ただし、当座貸越根保証、事業者カードローン及び商業手形等割引根保証は、責任共有対象0.98%となります。</p> <p>* 有担保割引がある制度で有担保の場合には、表示料率より0.10%割引となります。</p> <p>* 【中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引】 責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象となる保証であって(ただし、特定社債保険に係る保証及び一括支払契約保証を除く)、中小企業者から財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類の提出を受けた場合は、表示料率より0.10%割引となります。ただし、株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等が対象で、個人・組合・医療法人は対象外となります。</p> <p>* 【会計参与設置会社に対する割引】 一括支払契約保証、伴走支援型特別保証及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く保証について、中小企業者から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合については、表示料率より0.10%割引となります。ただし、上記「中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引」にさらに加えての割引は行いません。</p> <p>* 経営者保証免除対応「免除対応」について 「伴走支援型特別保証、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」について、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除することができます。</p> <p>① 直近の決算が資産超過であること ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと</p>										

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※経営 安定等	有担 割引		
<p>【償還について】 償還は、下請経営安定融資及び流動資産担保融資を除いて、分割償還(元金均等)とし、取扱金融機関所定の方式により行う。ただし、次の場合には、この限りではない。 ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者が、経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資又は借換え融資を利用する場合。 イ 経営状況の悪化等の理由により、やむを得ず、償還方法の変更を行った場合。</p> <p>【保証期間等の特例措置】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者について、令和4年3月31日までの間に限り、特別小口融資、小規模企業融資、小口零細企業融資、経済変動対策融資、安心実現のための高知県緊急融資及び借換え融資について、償還期間年数及び据置期間年数を延長する。また、既存借入(令和2年度以前実行分を含む)について、当該融資実行年度の大綱にかかわらず、据置期間の延長(2年以内)又は元金償還の猶予(2年以内)及び償還期間の延長(3年以内)ができる。</p>										
県 営 支 援 融 資 制 度	<p>特別小口融資 県・特小 532</p> <p>県内において1年以上引続き同一の指定事業を営む小規模企業者(注)であって、次のいずれにも該当するもの。(納税証明書の添付を要する。)</p> <p>注 ① 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の者であって、特定事業を行うもの(②に掲げるものを除く。)</p> <p>② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの</p> <p>ア 源泉徴収による所得税以外の所得税(法人である場合は法人税)、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割(法人である場合は法人税割)のいずれかについて、申込みの日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額を完納している者</p> <p>イ 特別小口保険(「中小企業信用保険法」第3条の3)を利用した既存借入残高と今回申込金額の合計額が2,000万円(「中小企業信用保険法」第2条第5項に定める「特定中小企業者」は4,000万円)を超えない者</p> <p>ウ 特別小口保険以外の保険を利用した既存借入がない者</p> <p>※ 全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。ただし、新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等(売上高、販売数量、完成工事高及び受注残高(建設業に限る。))をいう。以下同じ。)が減少している者又は今後売上高等の減少が見込まれる者の場合を除き、当融資の既存の借入分(併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て)の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定期償還月数の1/3以上経過していることを要件とする。</p>	事業資金	20,000	7年以内 (1年以内)	※2.07 (変動)	0.40	—	0.40	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関 < 商 工 会 等 経 由 の 場 合 > 商 工 会 等 (認 定) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
小規模企業融資 小規模 531 小規模10 1548	<p>県内において指定事業を営む小規模企業者(注)であって、県内の商工会等の推薦を受けた者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。)</p> <p>注 ① 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、特定事業を行うもの(②に掲げるものを除く。)</p> <p>② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの</p> <p>※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。 ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。</p>	事業資金	20,000	7年以内 (1年以内) コロナ特例措置 10年以内 (3年以内)	※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.12~0.49	有	0.30	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関 商 工 会 等 又 是 商 工 会 等 (認 定) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
				10年以内 (2年以内) コロナ特例措置 13年以内 (4年以内)	※2.42以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.22以内 (変動)	0.11~0.42	有	0.25		

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等		
安心実現のための 高知県緊急融資 安心実現7 1501 安心実現10 1502 安心実現7高知市 1504 安心実現10高知市 1505 安心実現7南国市 1506 安心実現10南国市 1507 安心実現7室戸市 1510 安心実現10室戸市 1511 県・経営力・借換無 1512 県・経営力7共有 1513 県・経営力7対象外 1514 県・経営力10共有 1515 県・経営力10対象外 1516 安心実現7香南市 1527 安心実現10香南市 1528	県内において指定事業を営む中小企業者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ア 当融資で、安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資及び協会の責任共有対象外の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 イ 借換えを行う場合のその他の条件は、次のとおり。 ・借換えは、既存借入先と同一の金融機関で取り扱う。ただし、協会及び既存借入先の金融機関が特に認めた場合は、既存借入先以外の金融機関で取り扱うことができる。 ・協会の保証制度等の種別によっては、借換える対象とならない場合がある。 ウ 資金使途は、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。 エ 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第1項に規定する経営革新等支援機関の支援を受け、全国統一制度の経営力強化保証を利用して経営改善に取り組み場合は、当融資のみ利用することができる。 ※ 経営力強化保証の保証割合 100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、100%保証を適用する。 ※ セーフティネット1号から6号に当てはまり、かつ高知市内において事業を営んでいる中小企業者で、市民税(法人の場合は法人市民税)を滞納していない者については、高知市へ申請することにより、保証料率が0.10%割引となる。 セーフティネット5号に当てはまり、かつ南国市、室戸市及び香南市内において事業を営んでいる中小企業者で、市民税(法人の場合は法人市民税)を滞納していない者については、南国市、室戸市及び香南市へ申請することにより、保証料率が0.10%割引となる。	事業資金	100,000	(安心実現のための高知県緊急融資及び平成23年度安心実現のための高知県緊急融資の合計で1億円)	7年以内 (1年以内) コロナ特例措置 10年以内 ※2.27 (変動)	責任共有対象外	0.12~0.49	有	0.30	協会及び 取扱金融機関 < 商工会等 經由の場合 > 商工会等 (認定) ↓ 協会及び 取扱金融機関
					10年以内 (2年以内) コロナ特例措置 13年以内 (4年以内) ※2.42 (変動)					
安心実現のための 高知県緊急融資 (黒潮町支援制度) 安心実現7黒潮町 1540 安心実現10黒潮町 1541	黒潮町内に事業所を有し、かつ黒潮町内に住所を有している中小企業者(法人の場合は、本社又は本店のあるもの)。ただし、町県税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ア 当融資で、安心実現のための高知県緊急融資及び協会の責任共有対象外の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。 イ、ウは上記と同じ。 なお、イの「借換え」については、既存の保証付き借入金の償還金額が借入金の2分の1以上に達している場合のみ借換えるの対象となる。また、平成29年4月1日以前の既存の保証付き借入金の借換えは対象としない。	事業資金	10,000	(本融資制度及び安心実現のための高知県緊急融資 合計で1億円)	7年以内 (1年以内) コロナ特例措置 10年以内 (3年以内) ※2.27 (変動)	責任共有対象外	0.00	-	0.00	黒潮町と中小企業者等経営支援に関する協定を締結している金融機関 黒潮町商工会 又は 黒潮町商工会 (認定) ↓ 協会及び 取扱金融機関
					10年以内 (2年以内) コロナ特例措置 13年以内 (4年以内) ※2.42 (変動)					
安心実現のための 高知県緊急融資 (安芸市支援制度) 安心実現7安芸市 1549 安心実現10安芸市 1550	安芸市内に事業所を有し、かつ安芸市内に住所を有している中小企業者(法人の場合は法人及び代表者)。ただし、県市税等を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ※借換えについては、令和2年4月1日以降の保証付き借入金のみ対象となる。	事業資金	10,000	(本融資制度及び安心実現のための高知県緊急融資 合計で1億円)	7年以内 (1年以内) コロナ特例措置 10年以内 (3年以内) ※2.27 (変動)	責任共有対象外	0.00	-	0.00	安芸商工会議所 又は 四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 の 各安芸支店 ↓ 協会及び 取扱金融機関
					10年以内 (2年以内) コロナ特例措置 13年以内 (4年以内) ※2.42 (変動)					
安心実現のための 高知県緊急融資 (土佐清水市支援制度) 安心実現7土佐清水市 1567 安心実現10土佐清水市 1568	土佐清水市内に事業所を有している中小企業者。ただし、県市税等を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。) ※借換えについては、令和2年4月1日以降の保証付き借入金のみ対象となる。	事業資金	10,000	(本融資制度及び安心実現のための高知県緊急融資 合計で1億円)	7年以内 (1年以内) コロナ特例措置 10年以内 (3年以内) ※2.27 (変動)	責任共有対象外	0.00	-	0.00	土佐清水商 工会議所 又は 四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 多信用金庫 の 各清水支店 ↓ 協会及び 取扱金融機関
					10年以内 (2年以内) コロナ特例措置 13年以内 (4年以内) ※2.42 (変動)					

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口		
						料率区分	有担割引 ※経営安定等				
県 経 営 支 援 制 度	借換え融資 借換7 545 借換10 525	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当し、経営改善計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られる者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ア「中小企業信用保険法」第2条第5項に定める「特定中小企業者」である者 イ 最近3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少している者 ウ 最近3か月間又は直近期の決算における営業利益又は経常利益が前年同期に比して3%以上減少している者 エ 最近3か月間又は直近期の決算における売上総利益率又は営業利益率が前年同期に比して3%以上減少している者 オ 再生手続開始申立等事業者(破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て、その他手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた者をいう。)(概ね50万円以上の債権額を有する者、又は再生手続開始申立等事業者との取引額が総取引額の概ね10%以上である者 カ 売上原価の概ね20%以上を占める主要原材料又は燃料の最近3か月間の購入価格が前年同期に比して20%以上上昇しているにもかかわらず、製品又はサービスの価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める主要原材料又は燃料の平均仕入価格の割合を上回っている者 キ 自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者 ク 新型コロナウイルス感染症に起因して、売上高等が減少している者、今後売上高等の減少が見込まれる者であって、当該融資の適用が適当であると認められる者 ※ 借換えの対象は、信用保証協会の保証付借入金とし、全額償還を条件とする。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資、下請経営安定融資、季節融資を除く。	運転資金	50,000	7年以内 コロナ特例措置 10年以内	※2.47 (変動) 責任共有対象外 ※2.27 (変動)	0.21~1.07	有	0.40	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関 <商工会等 経由の場合> 商工会等 (認定) (経営改善計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	流動資産担保融資 県個AB 576 県根AB 577	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ア 事業者に対する売掛債権(売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権その他の報酬債権、工事請負代金債権、手形債権、電子記録債権)を有する者 イ 棚卸資産(原材料及び材料、仕掛品、製品、商品等)を有する者(法人事業者に限る。) ※ 個々の貸付限度額は、担保とする売掛債権又は棚卸資産の額に、別に定める割合を上限とした掛目(%)を乗じた額となる。	事業資金	200,000 (貸付限度額は、 250,000) 保証割合 80% ※根保証の場合は、 融資極度額	1年以内 (3年まで更新可)	1.97 (固定)	0.36	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	下請経営安定融資 下請 521	県内において指定事業を営む中小企業者であって、高知県産業振興センターに登録している者(高知県産業振興センターの発行する登録証明書を必要とする。)(ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。)) なお、当該融資は手形割引枠の設定であって、割引対象手形は、親事業者からの下請代金に係る受取手形又は電子記録債権で、割引期間が180日以内のものとする。	運転資金	手形割引極度額 30,000	1年以内	2.02 (固定)	0.22~1.01	有	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	季節融資 季節 526	県内において指定事業を営む中小企業者であって、従業員が50人以下の者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ※取扱期間 上半期:5月20日~8月31日、下半期:10月1日~12月31日	運転資金	6,000 組合 10,000	6か月以内	2.07 (固定) 責任共有対象外 1.97 (固定)	0.25~1.17	有	0.40	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営安定等			
南海地震・節電対策 融 特・南海地震節電1509 特・南海地震節電151524 特・南海地震節電201525	<p>県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。)</p> <p>ア 既存の工場、倉庫、店舗及び事務所などの事業用施設の耐震性を把握するための耐震診断、耐震改修工事(建替え工事を含む)を実施するための設計を行う者</p> <p>イ 耐震性を向上させるための改修又は建替え、危険物関係施設の補強など事業用施設の地震対策を行う者</p> <p>ウ 機械の転倒防止措置など既存の設備の地震対策や、発電機、消防用設備等の導入など新たな設備による地震対策を行う者</p> <p>エ 津波による浸水を防ぐために、敷地、事業用施設のかさ上げや事業用施設の移転を行う者</p> <p>オ LED照明、省エネルギー空調、太陽光発電等節電に資する設備の導入を行う者</p> <p>カ その他知事が適当と認めた地震・節電対策を行う者</p> <p>※ 取扱期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日まで</p>	設備資金 (耐震診断、耐震(建替)設計に要する運転資金)	80,000	10年以内 (3年以内)	1.97以内 (変動)	0.11～0.34	有	0.20	約 定 締 結 金 融 機 関	ア～オに該当する者 協会及び取扱金融機関 カに該当する者 県・経営支援課(認定) ↓ 協会及び取扱金融機関
				15年以内 (3年以内)	2.17以内 (変動)					
				20年以内 (3年以内)	2.37以内 (変動)					
中核企業支援融資 特・中核506	<p>指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当し、かつ、県税を滞納していない者(納税証明書の添付を要する。ただし、県外の中小企業者等が県内に移転等する場合は、添付不要)</p> <p>ア 県内外において事業を営む者であって、次のいずれかに該当する者(県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「指定用地等立地者」という。)</p> <p>(ア) 企業立地促進要綱第2条に定める第1種指定用地に立地(工場・倉庫・事務所等)を取得・建設すること。以下同じ。)する者</p> <p>(イ) 同要綱第3条の規定による指定を受けた者で、同要綱第2条に定める第2種指定用地又は第3種指定用地に立地する者</p> <p>(ウ) 同要綱第4条の規定による指定を受けた者で、県内に立地する者</p> <p>イ 県内外において事業を営む者のうち、県内の適地に立地する者(指定用地等立地者を除く。)*で、次のいずれかに該当する者(県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「その他適地立地者」という。)</p> <p>※ ただし、県内の事業の縮小及び従業員の減少を伴わないこと。</p> <p>(ア) 製造業 (イ) 運送・倉庫業 (ウ) ソフトウェア業等 (エ) 卸売業</p> <p>(オ) 上記と密接に関連するサービス業</p> <p>(カ) 上記以外の業種で、物の製造又は加工の用に供する施設及びその附帯施設を設置する者</p> <p>ウ 指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、生産増強計画等により工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用住宅を建設、購入する者で、初期稼働等から10年を経過しない者</p> <p>エ 県内において事業を営む者のうち、生産増強計画等により、工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用住宅を建設、購入する者で、設備投資額が8千万円以上であり、かつ、当融資を5千万円以上利用しようとする者</p> <p>オ 公共事業若しくは公害により、現在地での営業が困難になり他に移転する者、又は借地・借家等で事業を営む者で、貸主の都合により一方的な移転を余儀なくされる者</p> <p>カ 立地後の運転資金については、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働等から10年を経過しない者</p>	設備資金 (設備投資に伴う運転資金含む) 立地後の運転資金	設備 500,000 (うち設備投資に伴う運転は50,000) 立地後の運転は50,000	15年以内 (3年以内)	2.47 (変動)	0.21～1.07 プロパー可	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	ア、イ、オのいずれか、又はウ、エのうち特認に該当する者 県・経営支援課(認定) (事業計画書) ↓ 協会及び取扱金融機関 ウ、エ(特認を除く。)*又はカに該当する者 ↓ 協会及び取扱金融機関
					特認 2.08 (変動) (うち設備投資に伴う運転は50,000) 立地後の運転は50,000					
特 認 特・中特507	ア～エのいずれかに該当する者で、5年以内に10人以上(指定用地等立地者は5人以上)の県内新規雇用が見込める企業については、特利と貸付限度額における特別枠にて利用できる。									
産業活性化融資 特・産業活性化1503	<p>県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。)</p> <p>ア 経営の安定化又は効率化を図るために近代的な設備を導入する者</p> <p>イ 生産設備を増強することにより生産力の向上や効率化を図る者</p> <p>ウ 従業員のための福利厚生施設の取得・改善、冷暖房設備の設置又は緑化等の労働環境の改善を図る者</p> <p>エ 知的所有権(特許権、実用新案権、意匠権、著作権、半導体回路配置利用権)に裏付けされた優れた新技術・高付加価値製品の研究・開発を実施する者</p> <p>オ 災害時対応の迅速化に役立つ「緊急時事業継続計画(BCP)」の策定を行う者</p> <p>カ 「緊急時事業継続計画(BCP)」に基づき災害の事前防止又は復旧等の対応に必要な設備の導入、改善又は資機材、燃料の備蓄等を行う者</p> <p>キ 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度による認証を受けている者</p>	事業資金	50,000 (うち運転資金は30,000)	7年以内 (1年以内)	2.47 (変動)	0.21～1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び取扱金融機関

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (措置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担 割引	※経営 安定等		
県 特 別 融 資 制 度 事業 環 境 整 備 促 進 融 資 制 度 創 業 者 等 の 援 助 融 資 制 度	ア. 環境保全促進 特・環境 555 特・環境20 1526	事業資金	100,000 (うち運転資金は 30,000)	15年以内 (3年以内) 20年以内 (3年以内)	2.67以内 (変動) 責任共有対象外 2.47以内 (変動) 2.87以内 (変動) 責任共有対象外 2.67以内 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	県・経営支援課 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	イ. 福祉関連支援 特・福祉 537	事業資金	100,000 (うち運転資金は 30,000)	15年以内 (3年以内)	2.67以内 (変動) 責任共有対象外 2.47以内 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	県・経営支援課 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	ウ. 商業・観光業 特・商観 504	事業資金	100,000 (うち運転資金は 30,000)	15年以内 (3年以内)	2.67以内 (変動) 責任共有対象外 2.47以内 (変動) 特認 2.28以内 (変動) 責任共有対象外 2.08以内 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	ア又はウに 該当する者 協会及び 取扱金融機関 イに該当する者 商工会等(推薦) 商工会等 ↓ 協会及び 取扱金融機関 特認に該当 する場合 県・経営支援課 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
特認 特・商特 597	「中小小売商業振興法」に基づく高度化事業計画に沿って店舗又は共同施設の整備、増改築、改装、改修を図る事業者で、県の認定を受けた者については、特利と貸付限度額における特別枠にて利用ができる。									
※創業Ⅰ型・創業Ⅱ型・創業Ⅲ型を併用する場合、貸付限度額は併せて5,000万円以内 ※創業Ⅱ型と創業Ⅲ型を併用する場合、自己資金はそれぞれで必要となる額を併せた額が必要 ※つなぎ資金等として利用する場合など、短期(1年以内)償還については一括返済(証書貸付)ができる	責任共有対象外 ア. 創業Ⅰ型 特創業Ⅰ型 1530 特Ⅰ型再挑戦 1531 特創業Ⅰ型10 1532 特Ⅰ型再挑戦10 1533	事業資金	20,000	7年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	※1.87以内 (変動) ※2.07以内 (変動)	0.10	—	—	約 定 締 結 金 融 機 関	協会及び 取扱金融機関 (事業計画書) <商工会等経 由の場合> 商工会等 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
創業サポート保証 創業サポートⅠ型7 1564 創業サポートⅠ型10 1565	上記ア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当し、なおかつ保証申込を受付した時点において信用保証協会の保証付借入残高がない者 取扱期間:令和3年4月1日~令和4年3月31日まで		上記と同じ			0.00				

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	有担保割引	※経営安定等		
特 別 創 業 者 等 の 融 資 制 度	責任共有対象外 ア. 創業Ⅰ型 (安芸市支援制度) 創業Ⅰ型安芸市 1553 創業Ⅰ型10安芸市 1554	事業資金	10,000 (創業Ⅰ型及び安芸市支援制度の本融資合計で2千万円) (本融資の安芸市支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資の同市支援制度1中小企業者につき1回限り、1千万円以内)	7年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	※1.87以内 (変動) ※2.07以内 (変動)	0.00	-	-	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 の 各安芸支店	安芸商工会議所 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	責任共有対象外 イ. 創業Ⅱ型 特創業Ⅱ型 1534 特創業Ⅱ型10 1535	事業資金	15,000 ((ア)及び(イ)は自己資金と同額まで)	7年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	※1.87以内 (変動) ※2.07以内 (変動)	0.10	-	-	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関 (事業計画書) ＜商工会等 経由の場合＞ 商工会等 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	責任共有対象外 イ. 創業Ⅱ型 (安芸市支援制度) 創業Ⅱ型安芸市 1555 創業Ⅱ型10安芸市 1556	事業資金	10,000 ((ア)及び(イ)は自己資金と同額まで) (創業Ⅱ型及び安芸市支援制度の本融資合計で1千5百万円) (本融資の安芸市支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資の同市支援制度1中小企業者につき1回限り、1千万円以内)	7年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	※1.87以内 (変動) ※2.07以内 (変動)	0.00	-	-	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 の 各安芸支店	安芸商工会議所 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	ウ. 創業Ⅲ型 特創業Ⅲ型 1536 特創業Ⅲ型10 1537	事業資金	50,000 (自己資金の4倍まで)	7年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	※2.27 (変動) 責任共有対象外 ※2.07 (変動) ※2.47 (変動) 責任共有対象外 ※2.27 (変動)	0.21～1.07	有	0.10	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関 (事業計画書) ＜商工会等 経由の場合＞ 商工会等 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
ウ. 創業Ⅲ型 (安芸市支援制度) 創業Ⅲ型安芸市 1557 創業Ⅲ型10安芸市 1558	事業資金	10,000 (自己資金の4倍まで) (創業Ⅲ型及び安芸市支援制度の本融資合計で5千万円) (本融資の安芸市支援制度及び安心実現のための高知県緊急融資、産業振興計画推進融資の同市支援制度1中小企業者につき1回限り、1千万円以内)	7年以内 (1年以内) 10年以内 (1年以内)	※2.27 (変動) 責任共有対象外 ※2.07 (変動) ※2.47 (変動) 責任共有対象外 ※2.27 (変動)	0.00	-	0.00	四国銀行 高知銀行 高知信用金庫 の 各安芸支店	安芸商工会議所 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関	

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口
						料率区分	※担 割引	※経営 安定等		
県 特 別 融 資 制 度 	産業振興計画 推進融資 特・産業振興計画7 1517 特・産業振興計画10 1518	事業資金	100,000	7年以内 (1年以内) 10年以内 (2年以内)	※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.12~0.49	有	0.30	約定締結 金融機関 (但し、産業振興につ いて高知県と包括 協定を締結している 金融機関のみ)	協会及び 取扱金融機関 <商工会等経 由の場合> 商工会等 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	産業振興計画 推進融資 (黒潮町支援制度) 産振計画7黒潮町 1542 産振計画10黒潮町 1543	事業資金	10,000 (本融資制度及び産業振 興計画推進融資合計で1 億円)	7年以内 (1年以内) 10年以内 (2年以内)	【注】※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.00	—	0.00	黒潮町と中小企業 者等経営支援に関 する協定を締結して いる金融機関	黒潮町商工会 又は 黒潮町商工会 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	産業振興計画 推進融資 (安芸市支援制度) 産振計画7安芸市 1551 産振計画10安芸市 1552	事業資金	10,000 (本融資制度及び産業振 興計画推進融資合計で1 億円) (本融資制度及び安心実 現のための高知県緊急融 資、創業者等応援融資の 同市支援制度1中小企業 者につき1回限り、1千万 円以内)	7年以内 (1年以内) 10年以内 (2年以内)	※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.00	—	0.00	約定締結 金融機関 (但し、産業振興につ いて高知県と包括 協定を締結している 金融機関のみ) の各安芸支店	安芸商工会議所 又は 安芸商工会議所 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	産業振興計画 推進融資 (土佐清水市支援制度) 産振計画7土佐清水市 1569 産振計画10土佐清水市 1570	事業資金	10,000 (本融資制度及び産業振 興計画推進融資合計で1 億円) (本融資制度及び安心実 現のための高知県緊急融 資の同市支援制度合計 で1千万円)	7年以内 (1年以内) 10年以内 (2年以内)	※2.27以内 (変動) 責任共有対象外 ※2.07以内 (変動)	0.00	—	0.00	約定締結 金融機関 (但し、産業振興につ いて高知県と包括 協定を締結している 金融機関のみ) の各清水支店	土佐清水 商工会議所 又は 土佐清水 商工会議所 (認定) (事業計画書) ↓ 協会及び 取扱金融機関

県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする企業。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。)

※ 資金使途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。

※ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。

※ 借換えを行う既存保証付き融資(産業振興計画推進融資を除く)は、融資額の2分の1未満とする。なお、資金使途が借換えのみとなるものは認めない。

黒潮町内に事業所を有し、かつ黒潮町内に住所を有している中小企業者(法人の場合は、本社又は本店のあるもの)。ただし、町県税を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。)

上記3つの※以外に、
※「借換え」については、既存の保証付き借入金の償還金額が借入金の2分の1以上に達している場合のみ借換えの対象となる。また、平成29年4月1日より前の既存の保証付き借入金の借換えは対象としない。

【注】黒潮町の定める基準により、利子補給が受けられます(年率1.0%を上限)。

安芸市内に事業所を有し、かつ安芸市内に住所を有している中小企業者(法人の場合は法人及び代表者)。ただし、県市税等を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。)

土佐清水市内に事業所を有している中小企業者。ただし、県市税等を滞納していないこと(納税証明書等の添付を要する。)

※借換えについては、令和2年4月1日以降の保証付き借入金のみ借換えの対象となる。

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間 (据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	有担 引 ※経営 安定等			
県 特 別 融 資 制 度	新事業展開 支援融資 特・新事 516	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者(新事業開始後1年未満の者に限る。) ア 現在行っている事業を継続しながら、異なる業種の事業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする者(新分野進出) イ 現在行っている事業を廃止して(廃止後1年未満の者を含む。)、異なる業種の事業を開始することにより事業転換を図ろうとする者(事業転換)	事業資金 50,000 (うち運転資金は 30,000)	7年以内 (1年以内)	2.47 (変動) 責任共有対象外 2.27 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関 (事 業 計 画 書)
	事業再生支援融資 特・再生 544	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ア 高知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者 イ 整理回収機構の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者 ウ 支援金融機関の協力を得て事業再生のための経営改善計画を策定した者 ※ 経営改善計画に盛り込まれている場合、信用保証協会の保証付借入金を借換えることができる。	事業資金 100,000	10年以内 (3年以内)	2.67 (変動) 責任共有対象外 2.47 (変動)	0.21~1.07	有	0.10	約 定 締 結 金 融 機 関	再 生 支 援 協 議 会 整 理 回 収 機 構 等 ↓ 県・経営支援課 (認 定) (事 業 計 画 書) ↓ 協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	事業再生計画実施 支援融資 県・改善サポート 1538 県・改善サポート借換 1539	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って、事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者。ただし、県税を滞納していないこと(納税証明書の添付を要する。) ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ② 認定支援機関(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第59条第11に規定する産業復興相談センターを含む。)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ③ 特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第17項に規定)に従って作成された事業再生計画 ④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置)が支援決定を行った事業再生計画 ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧ 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 ⑨ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停案項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑩ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪ 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画	事業資金 100,000	15年以内 (1年以内)	2.67 (変動)	0.20	-	-	約 定 締 結 金 融 機 関	協 会 及 び 取 扱 金 融 機 関
	農業ビジネス保証 制 度 融 資 県農業ビジネス7年 8501 県農業ビジネス10年 8502	県内において農業を営む者であって、次のいずれかに該当するもの ア 商工業とともに農業を営む中小企業者(農地所有適格法人を含む。) イ 商工業とともに農業を営む農事組合法人又は個人(農地所有適格法人を含む。)	商工業とともに農業を営むために必要な事業資金 (商工業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む)	16,000 (貸付限度額は、 20,000) 保証割合 80%	7年以内 (1年以内) 10年以内 (2年以内)	※2.27以内 (変動) ※2.42以内 (変動)	0.30	有	-	約 定 締 結 金 融 機 関

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)			取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※有担割引	※経営安定等			
特別 融資 制度 県 制 度 災害 対策 特別 支援 融資 制度	事業承継特別保証 制度融資 特・承継(承継前・軽減なし) 1571 特・承継(承継前・軽減あり) 1572 特・承継(承継後・軽減なし) 1573 特・承継(承継後・軽減あり) 1574	県内において指定事業を営む中小企業者であって、事業承継(代表者交代等をいう。)の段階における資金調達にあたり、次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 (1) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日(注1)に満たしていることを要するものとする。 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率(注2)が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと (注1) 申込日が、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。 (注2) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債一現預金)÷(営業利益+減価償却費) ※ 経営者を含めて保証人を徴求しない。	事業資金 100,000	10年以内 (1年以内)	2.42以内 (変動)	0.11~0.42 経営者保証 コーディネーターによる認定を受けた場合 0.05~0.25	—	—	約定締結 金融機関	与信取引を 有している 取扱金融機関	
	新事業チャレンジ 支援資金等融資	県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの ア 県の高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金にかかる交付決定を受けた者 イ 国の事業再構築補助金にかかる交付決定を受けた者	事業資金 (高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金又は国の事業再構築補助金の補助対象経費として認められているものに限る)	50,000	10年以内 (2年以内)	2.17以内 (変動)	0.11~0.42	有	0.25	約定締結 金融機関	協会及び 取扱金融機関
	災害復旧融資 災害復旧	県内において指定事業を営む中小企業者であって、自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者 ※ 取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外	事業資金 (うち運転資金は30,000)	50,000	7年以内 (1年以内)	2.17以内 (変動)	0.11~0.34	有	0.20	約定締結 金融機関	市町村 (罹災証明) ↓ 協会及び 取扱金融機関
	災害対策特別 支援融資 制度 災害対策	県内において指定事業を営む中小企業者であって、自然災害により次のいずれかの地域内に有する事業用資産に直接被害を受け、当該市町村の罹災証明を受けた者 ア「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けた地域 イ「災害救助法」の指定を受けた地域 ウ「中小企業信用保険法」により経済産業大臣が指定した地域 エ その他県が認める地域 ※ 取引先の被災による売掛金の回収遅延等、間接の損害のみを受けた者は対象外	事業資金	80,000	10年以内 (2年以内)	制度適用の都度県が定める	0.00	—	—	融資適用の 都度定める	市町村 (罹災証明) ↓ 協会及び 取扱金融機関

* 県制度のうち、融資利率の前に※印があるものについては、商工会等の会員でかつ商工会等で「制度認定」を受けた場合は、通常の制度金利から0.20%を差引いた經由金利が適用されます。

* 県制度の保証料率弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、次のとおりとなります。

★ 責任共有対象・・・「経済変動対策融資等」0.55% 「下請経営安定融資」0.57% 「季節融資」0.64% 「安心実現7融資、産振計画7融資」0.30% 「安心実現10融資、産振計画10融資」0.25% 「南海地震・節電対策融資」0.20%

★ 責任共有対象外・・・「小口零細企業融資」0.74%

* 【中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引】
 責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象となる保証であって(ただし、特定社債保険に係る保証及び一括支払契約保証を除く)、中小企業者から財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類の提出を受けた場合は、表示料率より0.10%割引となります。ただし、株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等が対象で、個人・組合・医療法人は対象外となります。

* 【会計参与設置会社に対する割引】
 一括支払契約保証、伴走支援型特別保証及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く保証について、中小企業者から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合については、表示料率より0.10%割引となります。ただし、上記「中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引」にさらに加えての割引は行いません。

* 県制度については、県外企業が県内に移転等する場合及び災害対策特別支援融資を除く各制度については、県税を滞納していないことが要件となり、県制度利用のたびに納税証明書(原本)の添付が必要です。

制度名	保証対象者・要件	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間(据置期間)	融資利率(%)	保証料率(%)		取扱金融機関	申込窓口	
						料率区分	※経営 有担 割引 安定等			
高知市制度 新型コロナウイルス感染症対策短期継続融資	次のすべての要件を満たす中小企業者。 (1) 高知市内において事業を営んでいる中小企業者 (2) 市町村民税(法人の場合は、法人市民税)を滞納していない者(納税証明書の添付を要する) (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により運転資金の資金繰りに困難が生じている者 (4) 次のいずれかに該当する者 ① 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による高知市長の認定を受けた者 ② 保険法第2条第5項第5号の規定による高知市長の認定を受けた者 ③ 保険法第2条第6項(危機関連)の規定による高知市長の認定を受けた者 ④ CRD(中小企業信用リスク情報データベース)区分1から区分5に該当する者 取扱期間 令和3年10月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、令和4年3月31日までに融資が実行されたもの。	運転資金 ただし、以下の資金からの借換えは認められるものとする。 高知市中小企業振興資金、高知市小規模企業振興資金(小口資金、小口零細企業資金、特別小口資金)、高知市リポート型スピード融資資金	10,000	1年以内	経営安定関連保証4号・危機関連保証認定取得 1.97以内(固定) 上記以外 2.32以内(固定)	経営安定関連保証4号・5号 危機関連保証 0.00 上記以外 0.15~0.90	四国銀行 高知信用金庫 多信信用金庫 愛媛銀行 宿毛商銀信用組合	高知市 (認定) ↓ 協会及び 取扱金融機関		
四万十市制度 中小企業振興資金	中小企業振興資金 四万十市 776	① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者 ② 市税を滞納していない者 ③ 高知県信用保証協会の保証対象に属する事業を営む者	事業資金	10,000	10年以内	1.80以内(変動)	0.11~0.40	1~8号 0.15	四国銀行 高知信用金庫 多信信用金庫 愛媛銀行 宿毛商銀信用組合	中村商工会議所 又は 四万十市 西土佐商工会
	中小企業振興資金 (新型コロナウイルス感染症対策特別) 四万十市新型コロナ4号 四万十市新型コロナ5号	四万十市内に住所及び営業の本拠を有する中小企業者であって、次の要件を備えているもの ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者 ② 市税を滞納していない者 ③ 高知県信用保証協会の保証対象に属する事業を営む者 ④ 次のいずれかに該当する者 ア 新型コロナウイルス感染症により中小企業信用保険法(以下「保険法」という)第2条第5項第4号の認定を受けた者 イ 新型コロナウイルス感染症により保険法第2条第5項第5号の認定を受けた者	事業資金	10,000	12年以内(4年以内)	1.80以内(変動) ※ただし、4年間は四万十市が利子相当額を補給	0.00		四国銀行 高知信用金庫 多信信用金庫 愛媛銀行 宿毛商銀信用組合	協会及び 取扱金融機関 又は 四万十市
南国市制度 中小企業振興資金 南国市 761	次の各号のいずれかに該当する中小企業者 ① 南国市内において事業を営む中小企業者で、市税の滞納がなく、その業種が協会の保証対象業種であるもの ② 県内において事業を営んでいた中小企業者で、新たに南国市内にて事業を営むもの。 ただし、前事業地で税の滞納がなく、その業種が協会の保証対象業種であるものとする。	事業資金	20,000 (うち運転資金は10,000)	運転 5年以内 設備 7年以内(1年以内)	2.00(変動)	0.30~0.90	有	0.40	四国銀行 高知信用金庫	南国市商工会

* 高知市制度の保証料率弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、責任共有対象0.50%、責任共有対象外0.70%となります。

* 四万十市制度中小企業振興資金の保証料率弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、0.23%となります。

* 南国市制度の保証料率弾力化対象保証について、「貸借対照表」を作成していない事業者等の保証料率は、0.50%となります。

* 【中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引】
責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象となる保証であって(ただし、特定社債保険に係る保証及び一括支払契約保証を除く)、中小企業者から財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類の提出を受けた場合は、表示料率より0.10%割引となります。ただし、株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等が対象で、個人・組合・医療法人は対象外となります。

* 【会計参与設置会社に対する割引】
一括支払契約保証、伴走支援型特別保証及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く保証について、中小企業者から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合については、表示料率より0.10%割引となります。ただし、上記「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく割引にさらに加えての割引は行いません。

保 証 料 率 体 系 の ご 案 内

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が平成19年10月1日より導入されたことから、信用保証協会の信用保証料率は、責任共有保証料率が適用されています。

「責任共有制度」には、金融機関が行う個別融資金額の80%を保証する「部分保証方式」と、各金融機関の代位弁済率等に基づき一定の負担金を金融機関が納付する「負担金方式」の2つの方式があり、各金融機関の取扱いは、そのいずれかになります。責任共有制度の対象となる保証は、信用保証協会が負担する信用リスクが減少しますので、責任共有対象外制度と比べて保証料率が低くなっています。

(注意) このパンフレットに記載している保証料率は、お客様が負担する料率を表示しています。

1. リスク考慮型基準保証料率表

【協会制度】

(1)保証料率弾力化対象保証

①責任共有対象保証料率

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
体系1 料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
体系2 料率(%)	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
体系3 料率(%)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
体系4 料率(%)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20

※体系1は、「一般保証等」が対象で、0.45%～1.90%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、1.15%となります。

※体系2は、「経営力強化保証」が対象で、0.45%～1.75%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、1.15%となります。

※体系3は、特殊保証「当座貸越根保証、事業者カードローン、商業手形等割引根保証」が対象で、0.39%～1.62%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.98%となります。

※体系4は、「事業承継特別保証（経営者保証コーディネーターの確認有）、経営承継借換関連保証（経営者保証コーディネーターの確認有）」が対象です。

②責任共有対象外保証料率

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
体系1 料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
体系2 料率(%)	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50

※体系1は、「小口零細企業保証」が対象で、0.50%～2.20%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、1.35%となります。

※体系2は、「経営力強化保証」が対象で、0.50%～2.00%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、1.35%となります。

(2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」又は、「協会所定の料率」となります。

【県制度】

(1)保証料率弾力化対象保証

①責任共有対象保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
体系1 料率(%)	1.07	0.94	0.82	0.70	0.55	0.46	0.42	0.36	0.21
体系2 料率(%)	1.01	0.91	0.80	0.70	0.57	0.44	0.40	0.35	0.22
体系3 料率(%)	1.17	1.04	0.92	0.80	0.64	0.50	0.45	0.40	0.25
体系4 料率(%)	0.49	0.46	0.40	0.35	0.30	0.26	0.21	0.16	0.12
体系5 料率(%)	0.42	0.39	0.34	0.30	0.25	0.22	0.18	0.13	0.11
体系6 料率(%)	0.34	0.31	0.27	0.24	0.20	0.18	0.14	0.12	0.11
体系7 料率(%)	0.42	0.39	0.34	0.30	0.25	0.22	0.18	0.13	0.11
体系8 料率(%)	0.25	0.22	0.19	0.15	0.13	0.11	0.09	0.07	0.05

※体系1は、「経済変動対策融資等」が対象で、0.21%～1.07%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.55%となります。
 ※体系2は、特殊保証「下請経営安定融資」が対象で、0.22%～1.01%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.57%となります。
 ※体系3は、短期保証「季節融資」が対象で、0.25%～1.17%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.64%となります。
 ※体系4は、緊急保証「安心実現7融資」・「産振計画7融資」が対象で、0.12%～0.49%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.30%となります。
 ※体系5は、緊急保証「安心実現10融資」・「産振計画10融資」が対象で、0.11%～0.42%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.25%となります。
 ※体系6は、「南海地震・節電対策融資」・「災害復旧融資」が対象で、0.11%～0.34%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.20%となります。
 ※体系7は、「事業承継特別保証（経営者保証コーディネーターの確認無）」が対象です。
 ※体系8は、「事業承継特別保証（経営者保証コーディネーターの確認有）」が対象です。

②責任共有対象外保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	1.27	1.14	1.02	0.90	0.74	0.59	0.55	0.50	0.30

※「小口零細企業融資」が対象で、0.30%～1.27%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.74%となります。

(2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」となります。

【高知市制度】

(1)保証料率弾力化対象保証

①責任共有対象保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	0.90	0.89	0.77	0.65	0.50	0.45	0.45	0.45	0.30

※「小口資金等」が対象で、0.30%～0.90%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.50%となります。

②責任共有対象外保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	1.10	1.09	0.97	0.85	0.70	0.60	0.60	0.60	0.40

※「小口零細企業資金」が対象で、0.40%～1.10%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.70%となります。

(2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」となります。

【四万十市制度】

(1)保証料率弾力化対象保証

責任共有対象保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	0.40	0.37	0.32	0.28	0.23	0.20	0.16	0.12	0.11

※0.11%～0.40%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.23%となります。

(2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」となります。

【南国市制度】

(1)保証料率弾力化対象保証

責任共有対象保証料率

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率(%)	0.90	0.89	0.77	0.65	0.50	0.45	0.45	0.45	0.30

※0.30%～0.90%の幅の9区分となり、「貸借対照表」を作成していない事業者等は、0.50%となります。

(2)保証料率弾力化対象外保証

責任共有対象保証、責任共有対象外保証ともに「制度要綱で規定されている料率」となります。

2. 責任共有制度の対象となる保証制度

原則として、すべての保証制度が責任共有制度の対象となります。なお、対象から除かれる保証は次のとおりです。

【責任共有対象外保証制度】

★経営安定保険(セーフティネット)1号～4号及び6号に係る保証	★事業再生保険に係る保証
★災害関係保険に係る保証	★小口零細企業に係る保証
★創業関連保険(再挑戦支援保証含む)、創業等関連保険に係る保証	★求償権消滅保証(ただし、流動資産担保融資保証「ABL保証」等、部分保証を要件とした保険を利用した場合を除く)
★危機関連保証	★破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
★東日本大震災復興緊急保証	★特別小口保険に係る保証(ただし、小規模NPO法人については、医業を主たる事業としている者に限る)
★経営力強化保証(ただし、責任共有対象外保証又はH19.9.30以前に申込受付した保証かつ保証割合100%の保証を経営力強化保証で同額以内で借り換える場合)	
★事業再生計画実施関連保証(ただし、責任共有対象外保証又はH19.9.30以前に申込受付した保証かつ保証割合100%の保証を事業再生計画実施関連保証で同額以内で借り換える場合)	
★事業再生計画実施関連保証(感染症対応型) (ただし、責任共有対象外保証又はH19.9.30以前に申込受付した保証かつ保証割合100%の保証又は令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(当該期間を延長した場合は延長した期間を含む)に保証協会が保証申込み受付し、かつ貸付実行された経営安定関連保証5号を事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)で同額以内で借り換える場合)	

3. 料率区分の判定

料率区分の判定には、一般社団法人CRD協会が中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を基に開発した信用スコアリングモデル(リスク評価システム)を利用します。

4. 定性要因(非財務要因)の加味について

該当する保証及び企業については、割引料率を適用します。

	要件	割引料率
有担保割引	担保提供があり、要件に該当する場合は、有担保割引を適用することができます。 詳しくは、担当者までお問い合わせください。	▲0.10%
中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引	責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象となる保証であって(ただし、特定社債保険に係る保証及び一括支払契約保証を除く)、中小企業者から財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が「中小企業の会計に関する基本要領」のすべての項目について適用状況の確認を行っていることを示す書類の提出を受けたもの。ただし、株式会社、特例有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等が対象で、個人・組合・医療法人は対象外となります。	▲0.10%
会計参与設置会社に対する割引	一括支払契約保証、伴走支援型特別保証及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く保証について、中小企業者から会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合。 ただし、上記「中小企業の会計に関する基本要領に基づく割引」にさらに加えての割引は行いません。	▲0.10%